

子育てのための施設等利用給付 上限額の引き上げについて（お知らせ）

令和8年10月から、施設等利用給付の上限額が下表のとおり、引き上げとなりました。

▼新制度に移行していない幼稚園の入園料及び保育料

	【改定前】令和8年9月まで	【改定後】令和8年10月から
満3歳～5 歳児	25,700円	<u>28,000円</u>

※給食費、通園送迎費、教材費その他実費負担額は無償化対象外のため、保護者負担となります。

▼預かり保育料等

	【改定前】令和8年9月まで	【改定後】令和8年10月から
新3号認定 (満3歳児)※	16,300円	<u>17,700円</u>
新2号認定 (3～5 歳児)	11,300円	<u>12,300円</u>
日額単価	450円	<u>490円</u>

※ 市町村民税の非課税世帯、里親又は被保護世帯等のみ

▼認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業

	【改定前】令和8年9月まで	【改定後】令和8年10月から
新3号認定 (0～2歳児)※	42,000円	<u>45,700円</u>
新2号認定 (3～5 歳児)	37,000円	<u>40,300円</u>

※ 市町村民税の非課税世帯、里親又は被保護世帯等のみ

施設等利用給付 新2号・新3号認定には、
「保育の必要性の認定」が必要です。
手続き方法等の詳細については、
市のホームページをご確認ください。

